第五十五条の七第三号中「不動産売買損益」を「不動産売却損益」に改め、同条に次の二号を加える。

五　再生可能エネルギー発電設備（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）の売却損益及び賃貸損益の内訳

六　公共施設等運営権（令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）の売却損益並びに公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）の運営事業収入及び運営事業費用の内訳

第五十七条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同号の次に次の二号を加える。

八　再生可能エネルギー発電設備等明細表

九　公共施設等運営権等明細表

第五十八条第一項第八号ハ中「賃貸契約」を「賃貸借契約」に改め、同項中第二十五号を第二十七号とし、第十六号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「若しくは第三号から第八号まで」を「、第三号から第八号まで、第十一号若しくは第十二号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号の次に次の二号を加える。

十四　再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

イ　当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項

ロ　再生可能エネルギー発電設備ごとに、当期末現在における価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。次号ロにおいて同じ。）

ハ　再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。）

(1)　当該再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備をいう。以下同じ。）に該当する場合　再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同法第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下同じ。）の内容（特定供給者（同法第三条第二項に規定する特定供給者をいう。以下同じ。）の名称、当該特定供給者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下ハにおいて同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。以下同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。）その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約に該当するものを除く。以下同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。）を発電しようとする者（特定供給者に該当する者を除く。以下「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ニ　特定供給者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）

ホ　当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項各号に定める基準への適合に関する事項

ヘ　当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃料収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

ト　当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

十五　公共施設等運営権ごとに、次に掲げる事項

イ　当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称、立地、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。ハ及びニにおいて同じ。）の内容及び公共施設等の管理者等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下同じ。）の名称並びに当該公共施設等運営権の存続期間その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項

ロ　公共施設等運営権ごとに、当期末現在における価格

ハ　当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項をいう。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。）

ニ　公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項）

第五十八条第二項中「第十七号」を「第十九号」に改め、同条第三項中「同項第十五号」を「同項第十七号」に、「同項第十七号」を「同項第十九号」に改め、同条第四項及び第五項中「第一項第十七号」を「第一項第十九号」に改める。

第六十二条の表第五十八条第一項第十六号の項中「第五十八条第一項第十八号」を「第五十八条第一項第二十号」に改め、同表第五十八条第一項第二十号の項中「第五十八条第一項第二十二号」を「第五十八条第一項第二十三号」に改める。

第六十三条第一項中第十三号を第十五号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三　投資の対象とする再生可能エネルギー発電設備の主な種類

十四　投資の対象とする公共施設等運営権の主な種類

別紙様式第一号第4表示上の注意中5を6とし、1から4までを1ずつ繰り下げ、同表示上の注意に1として次のように加える。

1　「第7　再生可能エネルギー発電設備等明細表」又は「第8　公共施設等運営権等明細表」の総括表に表示した土地その他の資産については表示しないこと。